

最高裁秘書第3270号

令和7年10月22日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

令和7年1月4日付け（同月8日受付、第060398号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

裁判官に異動を内示する際、令和7年4月から運用予定の地域手当の見直し内容を当該裁判官に伝えるように求めた申入書（令和6年12月頃に日本裁判官ネットワークから送付されたもの）に対する最高裁の検討内容が書いてある文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）